

令和元年 6月 10日  
千葉市情報経営部

### 地域情報プラットフォーム（地プラ）における課題

#### 1 地プラの目的

地プラは自治体における行財政改革（IT 経費の削減、庁内事務の効率化）や住民の利便性向上を目的とし、次の2点を要件としている。

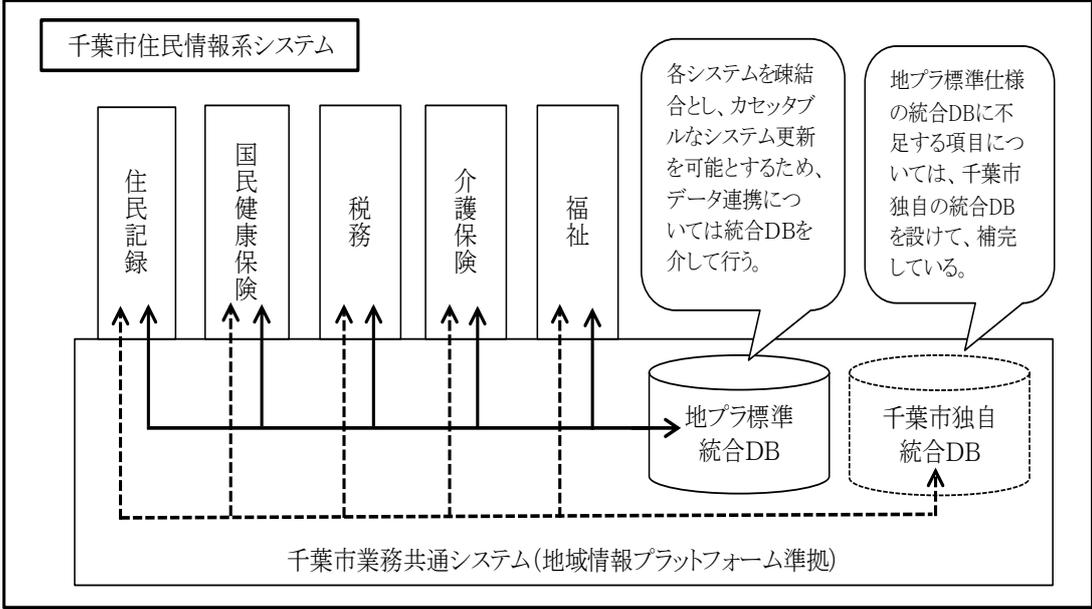
- ① 各業務システムの差し替えの容易性を実現できるものであること
- ② ワンストップサービスを含めた各業務サービスの連携を容易に実現できるものであること

地プラでは連携のために必要な項目を定義したインターフェースと、この項目のデータを記録する統合DBによる構成とすることで、上記の要件を実現している。

#### 2 千葉市のシステム構成

千葉市においては、これらのメリットを享受できるよう基本方針に地プラの活用を掲げた住民情報系システム刷新計画を平成24年3月に策定し、平成29年1月にシステム移行を完了した。

しかし、地プラにはシステム間連携のために必須な項目が不足しており、これを補うために千葉市独自のインターフェースと統合DBを設けざるを得ない状況にある。



### 3 地プラの課題について

#### (1) 項目の不足

不足する項目は業務毎に複数存在するが、代表的な例を挙げる。

##### ア 行政区

住所地特例（施設入所やDV避難）のような住所地と管理地が異なる場合には、市内のどの行政区で管理するかが必要となることから、政令市で運用するには必須となる。

##### イ 申請日（届出日）

異動日（事象発生日）は有するが申請日（届出日）は無いため、情報の時点を把握するのに申請日は必須

例として、住民記録から税務システムへ最初に連携された際の転入日は、市民税の賦課基準日である1月1日より前であったため課税対象者として処理されたが、その後、1月1日以降となる転入日の変更があったことにより、再度処理を行った際には対象外となる。この場合、届出日や届出事由が連携されないと、理由も分からずに税側では突然対象から外れることとなる。

これらを補うために、地プラ標準仕様の統合DBとは別に、千葉市独自の統合DBを設けて地プラ標準仕様の項目と不足する項目をセットにして、必要なデータ連携を実現している。

#### (2) 法改正への対応

地プラ標準仕様そのものは、法改正には対応しているようであるが、千葉市では住民情報系刷新後に統合DBの法改正対応をしていないことから、各ベンダーに問合せたところ、必要に応じて前述の千葉市独自統合DBで吸収している状況であった。これは、法改正対応版にバージョンアップする際には、統合DBを一からセットアップすることになるため、業務量的に現実的ではなく、作業リスクも大きい、という事情からのようである。

千葉市における住民情報系各業務システムは大手ベンダーのパッケージソフトであり、これら大手ベンダーが本来のバージョンアップ手法である統合DBを再セットアップする手法を回避するということは、地プラ標準のバージョンアップ思想が実態と合っていないことの表れであり、実用的な仕様とすることが求められる。

#### (3) 履歴管理【提案】

現在の統合DBでは最新のデータのみを保有し、履歴を管理する仕様になっていない。特に住民記録の履歴情報は、各業務システムで必須であるため、独自に履歴を積み上げて管理している。このような、連携上各システムで必要な情報は統合DB上に保有することで、効率的な仕組みを構築出来る。